

新型コロナウイルス対応のための経営相談体制強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響に係る 個別相談会のご案内

相談無料

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する政府の支援施策は数多くあります。“持続化給付金”や“持続化補助金”“家賃支援給付金”を始めとする様々な施策に関する相談に対応するための個別相談会を実施いたします。

各種施策を利用する際には申請書の作成が必要となります。疑問点などがありましたらこの機会に是非、ご相談ください。

※事前予約制ですが、予約がない場合に限り、飛び込みでの相談も承ります。

中小企業診断士 鳥巣 智嗣 氏 高木富美子氏 菅野 守 氏 伊藤 慎悟 氏 のいずれか	相談日	8/18(火)・21(金)・27(木) 9/1(火)・8日(火)・16(水)・18(金)・29(火)
	相談時間	10時・11時・13時・14時・15時 ※相談時間は60分間とさせていただきます。
	開催場所	一宮商工会議所 2階経営相談室
	相談内容	持続化給付金・持続化補助金 その他()
行政書士	相談日	8/12(水)・26(水)
	相談時間	9時・10時・11時・13時・14時・15時 ※相談時間は60分間とさせていただきます。
	開催場所	一宮商工会議所 2階経営相談室
	相談内容	持続化給付金・家賃支援給付金 その他()

申込書は裏面に



【主催】一宮商工会議所 中小企業相談所
〒491-0858 一宮市栄四丁目6番8号
TEL. (0586)72-4611 FAX. (0586)72-4411
Mail. soudan@ichinomiya-cci.or.jp

現在発表されている主な施策概要（7月27日現在）

持続化給付金 【国】	対象者	次のすべてを満たす事業者 ・新型コロナウイルスの影響により令和2年1月～12月のいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少 ・2019年以前から事業収入があり、今後も事業継続の意向あり ・事業者は法人(会社法人に限らない、資本金等が10億円以下など)、小規模事業者、個人事業者等(フリーランス含む)
	給付額	前年の事業収入-(50%以上減少の月の事業収入×12) ※上限 法人：200万円 個人事業者等：100万円
	申請期限	2021年1月15日
持続化補助金	対象者	小規模事業者 ※常時使用する従業員の数が商業・サービス業5人以下(宿泊業・娯楽業除く)、製造業その他(宿泊業・娯楽業含む) 20人以下の事業者
	補助額	【一般型】補助対象経費の3分の2(上限50万円) 【コロナ特別対応型】 同 3分の2または4分の3(上限100万円) 【事業再開枠】 「一般型」「コロナ特別対応型」とも上乗せ補助可能
	申請期限	2020年10月2日
家賃支援給付金	対象者	中小企業、小規模事業者、個人事業者等で2020年5月～12月において次のいずれかを満たす事業者 ・いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ・連続する3ヵ月の売上高が前年同月比で30%以上減少
	給付額	給付月額の6ヵ月分 ※上限 法人：600万円 個人事業者等：300万円
	申請期限	2021年1月15日

個別相談会 申込書

下記項目をご記入のうえFAXまたはメールでお申し込みください。

事業所名			ご相談者名	
住所			電話番号	
業種	飲食・宿泊・製造・建設・卸売・小売・サービス・その他 ※該当する業種に○をつけてください。			
相談希望 日時	第1希望	月	日	時～
	第2希望	月	日	時～
相談内容	持続化給付金・持続化補助金・家賃支援給付金 その他() ※希望する相談内容に○をつけてください。			